

大気自動測定局保守管理等業務

仕 様 書

令和8年度

滋 賀 県

大気自動測定局保守管理業務仕様書

1. 総則

滋賀県（以下「県」という。）が設置している大気自動測定局の自動測定機器等（以下「測定機」という。）を常時正常に稼働させるため、測定機の点検、調整、試薬・消耗品等の交換および故障箇所の修理等、測定機の保守管理上必要な業務を行うとともに、測定データに関する一連の業務を行う。

2. 対象とする測定局、測定機等

- (1) 測定局の場所は表1のとおりとする。
- (2) 測定項目は表2のとおりとする。
- (3) 測定機は表3のとおりとする。

3. 保守点検の内容および方法

(1) 通常点検

- ① 1局につきおおむね週1回（年52回程度）、別紙1の通常点検内容に従い実施する。但し、年に数回の部品交換等の項目については、県の承認を得て総合点検実施時に含むことができる。
- ② 点検の前に当日9時のチャート値とテレメータシステムにおける収集値のすべての項目について照合する。
- ③ 値に差があれば、その原因を究明する。
- ④ 装置等の修理調整を行う（メーカー修理は除く）。
- ⑤ 点検予定日に点検が困難な場合には代替日を設定し、県に連絡する。
- ⑥ 流量計の調整は、湿式ガスメータ等により調整し、流量の精度を確認する。

(2) 臨時点検

機器の異常を発見した場合や県が要請した場合、故障箇所等を確認の上、その修理（メーカー修理は除く）等を行い正常な状態に復帰させる。

(3) 総合点検

通常および臨時点検のほか、別紙2の総合点検内容に従い実施する。機器の状況等により、必要と考えられる事項が別途判明した場合は、県との協議の上、実施する。

(4) 点検項目等

- ① 通常点検および総合点検の項目・内容は、別紙1および別紙2のとおりとする。なお、機器の正常な稼働のために必要であり、規定されていない項目・内容については、協議のうえ実施する。
- ② 点検、調整等測定機整備方法は関係法令および測定機製造者の定める方法に準ずる。
- ③ 臨時点検および総合点検に際して以下の状況となった場合は、事前に県の承認を得て実施する。
 - ア、やむを得ず現状と異なる施工をする場合
 - イ、測定機、交換部品等の一部改造を必要とする場合
 - ウ、当該部品の型式が古く、入手困難なため新型式の部品を使用する場合
 - エ、その他予測し得ざる事態の生じた場合

(5) 消耗品等

業務に必要な試薬、標準ガス、消耗品（以下「消耗品等」）は別紙3および別紙4のとおりとし受託者の負担とする。（関係法令、測定機製造者の定めるものを使用する。）

ただし、支給の記載があるものについては県からの支給品を使用することとし、その必要な時期について、契約締結後、速やかに報告すること。

また、業務の遂行にあたり、必要と考えられる消耗品等が判明した場合は、県と協議のうえ、県より支給されるものとする。

(6) 機材等

保守点検に必要な機材（オキシダント計動的校正装置一式、窒素酸化物計コンバータ効率確認装置一式等）は受託者が準備する。また、業務を適正に行うため保守技術者の配置には充分配慮する。

(7) オキシダント計の動的校正について

県が整備する自治体基準器との校正を年2回実施し、測定機との動的校正に用いること。自治体基準器との校正場所・日程および測定機の動的校正の日程は、協議のうえ決定する。

(8) 局舎内外の保守点検確認

局舎内外の清掃および電気系統の点検をし、必要に応じて修理等を行う。

4. 報告

(1) 通常点検

① 1ヶ月毎の大気自動測定局通常点検予定表（様式1）を、前月の25日までに提出し、県の承認を得る。

② 1ヶ月毎の通常点検終了後、大気自動測定局通常点検実績表（様式2）を提出する。あわせて点検表（様式3）に必要事項を記入し、一括して速やかに提出する。

(2) 臨時点検

臨時点検終了後、その内容については臨時点検報告書（様式4）により報告する。

(3) 総合点検

① 実施計画表を1年分まとめて契約後速やかに提出し、県の承認を得る。また、1ヶ月毎の大気自動測定局総合点検予定表（様式5）を、前月の25日までに提出し、県の承認を得る。

② 1ヶ月毎に、大気自動測定局総合点検実績表（様式6）を作成し、各局各機器ごとに作業写真等を添えて速やかに提出する。

(4) 記録紙、大気環境月報（速報版）、データ修正一覧表（様式7）、データ確定用グラフは、翌月末までに提出する。

(5) 大気環境月報（以下「月報」）は、修正のうえ確定版として翌々月の末日までに提出する。

(6) 特に指示のない場合、提出書類は1部作成し提出する。

5. 資格

測定装置の保守点検作業は、以下の条件を満たす者が実施する。

(1) 機器の構造、システムについての知識があり、操作が充分に行える。

(2) 機器の保守点検業務について豊富な経験（おおむね5年以上の実務経験）を有している。

(3) 試薬等の取り扱いについて知識があり管理が充分に行える。

(4) 公益社団法人日本環境技術協会が主催する「環境大気常時監視技術者試験」の主任技術者またはそれと同等の技術を有する者を、少なくとも1名含むこと。

6. データに関する業務 ※表2の業務対象項目のうち、TM（温度）を除く。

(1) データ点検

① 毎朝保守点検を実施する前にテレメータシステムで収集されたデータを点検し、故障による異常値、欠測等の有無を確認する。

② 確認結果を電子メールにより県に報告する。故障による欠測や異常値があれば、臨時点検整備が行えるようにその日の保守計画を調整し、それらの内容について、受託者連絡記録へ記入するとともに電子メールにより県に報告する。

(2) データ修正および確定

① 通常点検を行った局の点検表に基づき、センター監視局処理系端末において修正する。修正後、センター監視局処理系端末より修正箇所が点検表のとおりか確認する。

② 月報（速報版）のデータと記録紙上の1時間値のデータを照合し、下記の全てのデータに関して修正前後のデータ（d、eについては修正前データのみ）をデータ修正一覧表に記入し、月報に朱書で追加記入する（d、eについては鉛筆で丸をする）。

- a. 欠測基準に符合するデータ
- b. 規定以上の差があったデータ
- c. システムエラー等で月報上空白、欠測になっているデータ
- d. 欠測基準に符合するかどうか疑わしいデータ
- e. その他、保守管理上注意すべきデータ

④ データ確定

ア、 翌々月の原則第2金曜日に県が開くデータ確定会議に出席し、各局の状況を説明する。この会議で確定した値については月報上に朱書で記入するとともに、修正された箇所についてセンター監視局処理系端末を用いて入力し、月報（確定版）として速やかに提出する。

イ、 4. 報告（4）に定めるデータ確定用グラフは以下のとおりとする。

- ・ 当月1ヶ月分の各項目別1時間値グラフ
- ・ その他、濃度別風配図等県担当者と協議の上、作成する。

7. 報告様式

本仕様書に定める報告様式については次のとおりとする。

ア 大気自動測定局通常点検予定表	様式1
イ 大気自動測定局通常点検実績表	様式2
ウ 大気自動測定局通常点検表	様式3
エ 臨時点検報告書	様式4
オ 大気自動測定局総合点検予定表	様式5
カ 大気自動測定局総合点検実績表	様式6
キ データ修正一覧表	様式7

8. 事故の防止

受託者は、業務の実施に際しては、特に関係法令を厳守するのはもちろんのこと事故のないよう細心の注意を払う。

9. その他

- (1) その他の詳細事項・疑義事項は、県と打合せのうえ、実施する。
- (2) 受託者は、本業務実施に際し、環境配慮に努めること。
- (3) 年度途中で機器の更新を行った場合は、その後の点検内容等について、県と受託者で協議を行い、仕様の変更等、適切な措置を行うこととする。
- (4) 業務の実施において、県のテレメータシステムのプリンターを使用する場合、必要なプリンターカートリッジについては受託者が用意するものとする。